

○志免町議会基本条例

平成22年9月24日

志免町条例第12号

改正 平成24年12月18日条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会・議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町民と議会の関係(第4条・第5条)

第4章 町長と議会の関係(第6条・第7条)

第5章 自由討議の拡大(第8条)

第6章 議会事務局の体制整備(第9条)

第7章 政務活動費(第10条)

第8章 議員の政治倫理(第11条)

第9章 最高規範性及び見直し手続き(第12条・第13条)

附則

(前文)

志免町議会(以下「議会」という。)は、志免町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた志免町議会議員(以下「議員」という。)により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた志免町長(以下「町長」という。)とともに、志免町の代表機関を構成する。

町民の信託を受けて活動するこの二つの代表機関には、議会は多数による合議制の機関として、町長は独任制の機関として、それぞれ特性を活かし、志免町の発展と町民福祉の向上を図るために活動するものである。

また、地方分権・主権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、町民の意思を町政に的確に反映させ、町民に開かれた議会を構築しなければならない。

私たちは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定を遵守するとともに、公正性と透明性の確保、町長等の行政機関との緊張の保持、政策活動への多様な町民参加の推進、積極的な情報の創造と公開、議員の自己研鑽と資質の向上、議員間の自由討議の展開、そして議会活動を支える体制の整備等を図り、町民に信頼され、存在感のある議会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権・主権と自治の時代にふさわしい議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会のさらなる活性化と充実を図ることを目的とし、もって志免町の発展と豊かなまちづくりの実現に寄与する。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動の原則)

第2条 議会は、議決機関としての役割及び町長その他の執行機関の行政運営に対する監視機関としての役割を果たすために、公平性、公正性及び透明性をもって活動する。

- 2 議会は、町民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組む。
- 3 議会は、町民に開かれた議会を目指して、情報を開示するとともに、町民が参画しやすい議会運営に努める。
- 4 議会は、町民の負託に応え、開かれた議会を実現するため継続的に議会改革を推進していく。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関である事を十分に認識し、議員相互間の言論を尊重するとともに、自由な討議を推進する。

- 2 議員は、調査、研究、研修等を通じて自己の能力を高める不断の研鑽に努める。
- 3 議員は、町政全般の課題について多様な町民意見の的確な把握に努めるとともに、一部団体及び地域の意向にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開する。
- 3 議会は、法第100条の2に規定する専門的事項にかかる調査並びに法第115条の2(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会及び参考人の制度を十分に活用し、専門的又は政策的見地等を議会の討議に反映させるよう努める。
- 4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議においては、提案者が希望した場合、参考人として意見を聞く機会を設ける。

- 5 議会は、町民、諸団体などとの意見交換の場(一般会議)を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図る。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するとともに、議員の活動に対する町民の評価が的確になされる情報の提供を行う。

(改正(平24条例第20号))

(議会報告会)

第5条 議会及び議員の活動原則に基づく町民との多様な意見交換の機会として、少なくとも年1回以上議会報告会を行う。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 町長と議会の関係

(町長と議会及び議員の関係)

第6条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は広く町政上の論点、争点を明確にするため、一般質問は一問一答方式で行う。

- 2 議長から本会議並びに常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- 3 町長は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第7条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときには政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等を必要とする原因又は背景
- (2) 政策等案以外の代替案の検討有無及びその内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等の状況及び比較検討の結果
- (4) 総合計画上の根拠又は位置づけ
- (5) 政策等決定において参考にした法令及び条例等
- (6) 政策等案の策定に関して参考にした情報
- (7) 政策等の実施に必要な財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (8) 政策等決定にかかわる、町民参加の状況及びその内容

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第8条 議会は、提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見書などの議案の提出を積極的に行う。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第9条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

第7章 政務活動費

(改正(平24条例第20号))

(政務活動費)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、公明性等の観点に加え、町民等から疑義が生じないように、議長に対し証票類を添付した報告書を提出するとともに政務活動費による活動状況の情報公開を行う。

(改正(平24条例第20号))

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、志免町政治倫理に関する条例(平成7年志免町条例第21号)の定めるところによる。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第12条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例に関する研修を行う。

(見直し手続き)

第13条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。